

レポート作成における 不正行為の禁止について

レポート作成の際に、出典を明記することなく他人の文章を引用することは、剽窃・窃盗にあたり社会的倫理に反する行為であり、厳に禁止します。

科目の担当教員より「試験に相当するレポート」として課されたレポートにおいて、万一、不正行為があり、富山県立大学学生懲戒規程第3条に定める懲戒処分を受けた場合は、原則として当該学期の履修の承認を得た授業科目の単位を認定しません。

令和6年4月1日

富山県立大学長 下山 勲

不正行為の例～レポート～

- レポート作成の際に、出典を明記することなく本人以外の者の文章(インターネット上の情報も含む)を引用すること
- 本人以外の者が作成したレポート等を提出すること

上記のほか、担当教員の指示に反する行為は不正行為とみなされる場合があるので、注意すること。